

「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款・契約書使用上の留意事項」より抜粋

- 6) 請負契約の成立を証するために作成された契約書は請負代金額欄の「工事価格」の額に応じ、1通ごとに下記の金額の印紙を貼り付け消印する。

契約金額（工事価格）	印紙税額	契約金額（工事価格）	印紙税額
1万円未満	非課税	5,000万円超 1億円以下	45,000円
1万円以上 100万円以下	200円	1億円超 5億円以下	80,000円
100万円超 200万円以下	400円	5億円超 10億円以下	180,000円
200万円超 300万円以下	1,000円	10億円超 50億円以下	360,000円
300万円超 500万円以下	2,000円	50億円超	540,000円
500万円超 1,000万円以下	10,000円		
1,000万円超 5,000万円以下	15,000円	金額の記載のないもの	200円

(注) 平成23年4月1日以後作成する工事請負契約書の印紙税額(印紙税法別表第一第二号, 租税特別措置法第91条:平成23年6月30日までの軽減措置を反映したもの)